

令和元年度愛媛県介護ロボット導入支援事業費補助金の公募について(第2回)

1 目的

愛媛県が介護ロボットを導入する県内の介護サービス事業者に対し、経費の一部を助成することにより、介護ロボットの使用による介護従事者の負担の軽減と働きやすい職場環境の整備を図る。

2 補助事業の概要

(1)補助対象者 愛媛県内に所在する介護サービス事業者を運営又は開設する者
(介護サービス事業者の指定又は許可を受けた者)

(2)補助対象機器 次のア～ウの全ての要件を満たす介護ロボット

| | |
|---------|--|
| ア 目的要件 | 日常生活支援の「①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援」のいずれかの場面で使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。 |
| イ 技術的要件 | 次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。 ・ロボット技術※を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット ※①センサー等により外界や自己の状況を認識し ②これによって得られた情報を解析し ③その結果に応じた動作を行う介護ロボット ・経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」(平成30年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」)採択機器 |
| ウ 市場的要件 | 販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。 |

(3)補助率及び補助限度額等

補助率 1/2 以内 (機器 1 台につき 30 万円を上限)

○対象経費：購入費(初期設定費含む)、リース又はレンタルの費用

○限度台数：施設・居住系サービスは利用定員数の1/10、在宅系サービスは利用定員数の1/20

※介護ロボット導入計画一計画につき、1回の補助(他の補助金等との重複交付は不可)

※他の補助金等の交付を受けて介護ロボットを導入する介護サービス事業所が、追加で同一機種の介護ロボットを導入する場合も対象(ただし、本補助金との対象経費及び経理の区分、本補助金用の導入計画は必要)

3 補助金交付申請の受付期間等

令和元年9月12日(木)～令和元年10月10日(木) (当日消印有効)

○受付期間終了後に、申請内容を審査した上で交付を決定。(先着順ではありません)

○予算の範囲内で交付を決定しますので、全ての要望にお応えできないこともあります。

○申請書は、愛媛県ホームページに様式を掲載しておりますので、ダウンロードしてください。

【申請提出先・問い合わせ先】

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 長寿介護課
介護研修係
〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
TEL 089-912-2338 (直通)
FAX 089-935-8075

